第3検討部会 会議録

会議の名称	第 24 回 第 3 検討部会
開催日時	平成 20 年 9 月 22 日 (火)午後 18 時 30 分から 21 時 30 分
開催場所	川口市職員会館 講座室 B
出 席 者	(部会長代理) 鈴木委員 (委員)増田委員、松本委員、阿部委員、浅羽委員、森委員
会議内容	・素素案(たたき台)について ・対話集会について
会議資料	・第23回 第3検討部会資料に同じ
光 言 内 容	1 . 素素案のたたき台について 1) 市民 「市民の権利」 ・「多様な価値観を持ち、幸せに暮らすことができる権利」というのは曖昧 であるし、憲法に載っているものをあえて条例に載せる意味はあるのか という意見が編集委員会で出た。 4 つの権利がある。「幸せに暮らすことができる」「参加、参画」「市の情 報を得ることや意見を表明すること」「不利益を受けない」の4つ。争点 になるのは「幸せに暮らすことができる」という点。自治という考え方 を基本とすると、入れても入れなくてもどちらでもいいと思う。他の部 会の検討に任せる。 ・「平等」についての概念を盛り込んだほうがいいという意見が編集委員会 で出たがどう判断するか。 十分平等の考え方は示されている。あえて打ち出す必要はない。 ・権利を入れるとすれば責任も入れる必要がある。次に「市民の役割」の 項目があるので、そこで議論する。
	「市民の役割」について ・市民の役割ではなく、「市民の責務」とする。「権利」を主張するのであれば「責務」も記載すべき。 ・「自らの発言と行動」の前に、「市政への参加においては」などの公私の区別をする表現を入れた方が良いと思う。 「事業者の責務」について ・事業者は責務だけ書いてあり権利が書いてない。 ・「~努めるものとする」はどの程度のレベルのことを言っているのか。努力すべき、というレベルであれば、責務という表現ではなく、「社会的責

任」でよいのではないか。

市民参加

・市民参加ではなく、内容は市の責務であるため、「8 行政」のところに移動させる。

協働の原則

- ・一つ目の は、P3「市民の権利」に移動させる。
- ・二つ目の は、P7「行政の役割・責務」に移動させる。
- ・三つ目について、自治基本条例の中に「条例を整備する」という文言が 入るのは違和感がある。
- ・理念だけでなく、具体的な条例につなげ効力を発揮するために、条例を 整備するという内容も盛り込んでおく必要がある。

効力を発揮することを目的とした「仕組み」を作るということを「市民 の権利」にある「市は」が主語の項目と統合した上で記しておくことにす る。

地域との連携

- ・三つ目について、わざわざ「既存の枠組みにとらわれない組織を設置することができる」は不要ではないか。
- ・協働の中に含めてしまってもよいし、特出しするのであれば「地域社会 とコミュニティ」といった項目にしてもよいのではないか。

市政へのアクセス手段・市民提案制度

・「市及び議会は」について、議会を想定したとすれば適合しない内容が含まれる(パプコメなど)

「議会」の項目のところで、すでに市民意見の反映に関する言及がある のでこれで十分と考える。したがって「市は」とする。

・一つ目と二つ目のは、内容が重複しているため統合する。

住民投票

・要素として、条例を定める、住民投票を実施することができる、結果は 尊重しなければならない、という3つの要素を含めることとすること。

2)議会

・「政策立案、条例立案の際は、市民に対する情報公開に務める」という内容を の二つ目に含めることとする。

3)行政

行政の役割・責務

- ・二つ目のは、「職員の能力向上・意識改革」へ移動させる。
- ・三つ目の は、「市民参加」と「市政へのアクセス手段・市民提案制度」 と内容が重複しているため統合する。

組織運営

・「効率的」について、効率性だけを重視すべきではないという考え方もで きる。

「公的責任を十分に踏まえた上で効率的」という、公的責任を踏まえる ということがあるので、効率性一辺倒ではない。

- ・一つ目の はこのままでよい。
- ・二つ目の は消去でよい。
- ・三つ目の について。基本的に一つ目の と内容が重複している。ここでは「責任の所在を明確にし」が重要であるので、一つ目の にこの内容を含めることとする。また、「意思決定過程等を市民に分かりやすく説明し、透明化するよう努める」内容も同様に一つ目に含める。

「部門間の壁を取り除く」というニュアンスを、項目内には含めないが、 逐条解説に含めることとする。

危機管理

・載せても載せなくてもどちらでもよい。編集委員に任せる。

行政評価

- ・「~公表しなければならない」とする。また、「市政に反映させなければ ならない」を加える。
- ・外部評価については、「~努めることとする」というレベルで含める。

行政監査

- ・公表については強い表現で書く。
- ・「外部監査制度」について言及されているが、「整備を進める」というレベルが妥当であるため現行の表現でよい。
- ・二つ目の について、「公益通報制度を設けるとともに」は、「~制度により」でよい。

総合計画

・このままでよい。

財政

・「財政の健全性」に対する具体的内容について、「持続可能性の高い財政

構造」と「費用対効果の最大化」を含めたい。

情報公開

・項目として立てなくても、個別条例で対応可能である。

職員の能力向上・意識改革

- ・「政策の立案」とあるが、全ての職員が政策立案に携わるわけではない。
- ・一つ目のは、市の責務と内容が重複しているため移動させる。
- ・原点主義ではなく、積極的な取組を評価するというニュアンスの内容を 「市長の役割・責務」のところに含める。

4)コンプライアンス・倫理

・当たり前の内容が記載されているため、一つ目の と二つ目の を統合 する。

5)市政オンブズマン

・設置しなくてもよいと考える。

6)条例の運用

- ・組織の構成は、外部から有識者、今回の部会長のような方が入ることを 想定する。
- ・一つ目の について。審議会に限定する必要はない。「市民の参画と協働によるまちづくりの進捗状況について」は限定しすぎであるため、冒頭に「本条例の運用状況について検証し~」と記載する。
- ・改善すべき事項があれば、市長及び議会に答申することができる、とする。
- ・二つ目のについて。公表だけでなく、反映についても言及する。
- ・定期開催についても言及する。

【今後について】

・9/26 までにその他意見があれば提出することとする。

次回以降日程

第25回 10月 14日(火)18:30~